

本光国師日記

本光国師（金地院崇伝）の日記（慶長十五年（1610）～寛永十年（1633））。

1と2は慶長拾七年五月朔日の戸隠山神領の朱印状関係の記事。3、4、5、6は贈答礼、別当交代、知行についての記事。7は徳川秀忠病氣平癒の祈禱関係の記事。

1 慶長十七年十月十七日（一六一二年）

一同日。信濃川中島戸隠山使僧來。顯光寺十月吉日狀來。白布壹疋來。圓成坊十月九日狀來。

戸隠山神領

信濃國水内郡栗田村二條上楠川。合貳百石者。先寄進也。上野村栃原村内下楠川宇和原奈良尾。合八百石者。新寄進。都合千石。内別當五百石。社僧三百石。社家貳百石。全可寺納。并社領門前境内山林竹木爲守護不入。令寄附上者。永代不可有相違者也。彌可抽天下安全之祈禱狀如件。

慶長拾七年五月朔日 御朱印

戸隱山法度

- 一 顯光寺三院之衆徒不傳受灌頂者。不可叶住坊。但從再興之砌。有功勞住山衆徒者。一代可爲用捨事
 - 一 從先師雖爲相續。坊室。其身行儀有破戒之沙汰者。遂糺明於實犯露顯者。可追放寺中事
 - 一 爲平坊。從他院坊職拘持儀。一切可爲禁止事
 - 一 寺役勤行等。并伽藍僧坊修造之砌。從大坊可申付事
 - 一 衆徒猥續連署與徒黨。企非儀者。張本之者速可令追放事
- 右條々。堅可相守此旨者也。

慶長拾七年五月朔日

御朱印

註 「同日」とは十七日。

『大日本仏教全書』 138 「本光国師日記第一」

321頁より。

一 芳札令披見候。爲御音信白布壹端芳惠過分存候。先度者俄に令上洛。御歸國之刻御暇乞不申候。御朱印御頂戴候て珍重存候。尚御使僧へ申入候間。不能詳候。恐々謹言。

十月廿一日

戸隠山

顯光寺貴報

註 本項の前項は板伊州様人々御中への廿一日付けの狀。その前項（本項の前々項）は廿日の記述。

『大日本仏教全書』138 「本光国師日記第一」 324頁より。

3 慶長十八年正月廿九日（一六一三年）

一同廿九日に。戸隠山顯光寺使僧來ル。正月吉日との狀來ル。杉原壹束御札牛王下ル。

註 『大日本仏教全書』138 「本光国師日記第一」 368頁より。

4 慶長十八年二月 五日（一六一三年）

一同日。戸隠山顯光寺へ返書遣ス。

註 「同日」とは五日。

『大日本仏教全書』138 「本光国師日記第一」 369頁

より。

5 慶長十八年五月十九日・廿日（一六一三年）

一同日。慈恩寺戸隠へ歸ル。續目之禮相濟。

一同廿日。戸隠山本院惣代五月十日之狀來。同中院惣代寶光院惣代連判ノ五月十日之狀來。賢清法印死去に付。後住に慈恩寺移候由之狀也。

註 「同日」とは十九日。

『大日本仏教全書』138 「本光国師日記第一」 422頁

より。

6 慶長十八年五月廿四日（一六一三年）

同日。^(ママ)越後戸隱山本院我淨坊五月十三日之狀來。三院之内我淨坊へは知行不付由。御訴訟申上度との書中也。并目安有之。

註 「同日」とは廿四日。

『大日本仏教全書』138 「本光国師日記第一」430頁より。

7 寛永八年七月二十日（一六二八年）

「本光国師日記」四十四

^(寛永八年七月廿日)
同日、從 御本丸爲御使道春被來、^(林)相國様御祈禱諸社・^(德川秀忠)諸寺へ可被仰付間、書付上ケ可申旨、^(酒井忠世)雅樂殿奉りに而、道春口上也、則書付上ル、案在左、

覺

伊勢大神宮内外 ^{山城}八幡大菩薩 ^同加茂上下大明神 ^同松
尾大明神 ^同稻荷大明神 ^同平野大明神 ^同祇園牛頭天王
貴船大明神 ^同吉田大明神 ^同御靈八所大明神 ^同北野天
神 藤森天王 ^同御香大明神 ^同愛宕權現 ^同鞍馬多聞天
王

同

大原野

同

梅宮

大和

春日大明神

同

三輪大明神

同

龍田大明

近江

神 日吉山王

同

竹生嶋

撰攝

住吉大明神

紀伊

熊野大權現

攝津

西宮大明神

安藝

嚴島大明神

信濃

出雲大社

近江

南宮大明神

同

氣比大明神

加賀

白山大權現

尾張

戸隱山大明神

熱田

大明神

駿河

伊豆

富士山大權現

三嶋大明神

伊豆大權現

箱根大權現

相模

(財)

同

江島辨在天

(マ)

鶴岡

諏上下大明神

鹿島大明神

香

取大明神

宇都宮大明神

別紙に

比叡山

三井寺

東大寺

興福寺

清水寺

東寺

天

王寺

葛城

吉野

右三枚ニ書付、水引ニテトゾ、道春へ渡ス、別ニ道春覺

書一紙案在左、

覺

一伊勢ニ而ハ太々神樂歟、

一諸社ニ而ハ或百味、或神道之護摩、千度萬度之代參・

穢等可有之歟、

一寺院ハ仁王・大般若御修法、以上、

註 『信濃史料』第二十五卷より